

居宅介護支援事業所だより

介護保険障害者控除者認定書について

認定書の対象者は12月31日現在を基準として原則65歳以上で要介護認定者の方を対象に障害者等に準ずる方であると市町村長が認める場合、所得税や住民税の障害者控除の適用を受けるための「障害者控除認定書」が交付されます。

要介護認定者のうち障害者控除の対象者

・65歳以上の方（第1号被保険者）

要介護1、2・・・非該当

要介護3・・・「障害者」または「特別障害者」に該当することがあります。

※要介護認定時の心身状態により

要介護4、5・・・「特別障害者」に該当

要支援1、2・・・非該当

・40歳から64歳の方（第2号被保険者）

要介護1～3・・・非該当

要介護4、5・・・「特別障害者」に該当することがあります。

※要介護認定時の寝たきりの度合いにより

要支援1、2・・・非該当



※介護のことなら何でもご相談下さい。（相談無料・秘密厳守）

南東北三春居宅介護支援事業所（三春南東北リハビリテーション・ケアセンター内）

相談窓口：TEL：0247-61-2512（直通）

営業日：月曜日～土曜日 8時30分～17時

